

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県企業局 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 五
- 福島県教育委員会 福島県水産高等学校練習船設置規則の一部を改正する規則 六
- 福島県教育委員会 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則 六
- 福島県自然の家組織規則を廃止する規則 六
- 博物館法施行細則の一部を改正する規則 六
- 福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則 六
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 八
- 福島県選挙管理委員会 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 八
- 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 八
- 福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 二
- 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程 二
- 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程 二

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

福島県規則第二十号

福島県知事 内堀雅雄

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第八十三条第二項中「記名押印」を「記名」に改め、「あり、かつ、その職務に係るものについては職印、その他のものについては認印の押印が」を削る。

第二百二十七条に次の一号を加える。

十 畜産伝染病発生時等において、防疫対策業務に関する協定に基づいて物品を購入するとき。

第二百三十五条第一項中「年一・六パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

第二百七十四条第五項中「記名押印」を「記名」に改める。

第二百九十四条の見出し中「委託」を「告示等」に改め、同条中「及び支出の事務の委託」を、「支出の事務の委託及び指定代理納付者の指定」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

次に掲げる場合においては、その私人又は指定代理納付者の名称、所在地、歳入の種類及び委託期間を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

一 施行令第五百五十八条第一項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したとき。

二 施行令第五百五十八条の二第一項の規定により、歳入のうち県税の収納の事務を私人に委託したとき。

三 法第二百三十一条の二第六項の規定により、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として指定代理納付者（施行令第五百七十七条の二第二項各号の要件を満たす者）を指定したとき。

別表第一中「福島県立喜多方東高等学校」を削り、「福島県立小名浜高等学校」を「福島県立小名浜海星高等学校」に改め、「福島県会津自然の家」を削る。

別表第七福島県立喜多方東高等学校の項を削り、同表中「福島県立小名浜高等学校」を「福島県立小名浜海星高等学校」に改め、「福島県立いわき海星高等学校」を削る。

事務長 現金出納員及び物品出納員
事務長 現金出納員及び物品出納員
を「福島県立小名浜海星高等学校 事務長
現金出納員及び物品出納員」に改め、同表福島県会津自然の家の項を削る。

第四十三号様式及び第四十七号様式の二中「四」を削る。

第六十七号様式、第六十八号様式、第七十二号様式から第七十二号様式の三まで、第百一十号様式及び第百一十号様式中「四」を削る。

第百一十号様式中「四」を削る。

第百二十四号様式中「四」を削る。

第百二十五号様式中

| | | |
|------------------|---|----------------|
| 出納員印 (現金収取員用) | を | 出納員 (現金収取員) |
|------------------|---|----------------|

に改める。
第百二十六号様式及び第百二十七号様式を次のように改める。

[
]
[
]

第127号様式 (第218条関係)

現 在 高 計 算 書

| | | | | |
|---------|--|---------|------------------|--|
| | | 年 月 日現在 | 出 納 員 (現金取扱員) | |
| 区 分 | 金 額 | 摘 要 | | |
| 現 金 | | | | |
| 有 価 証 券 | | | | |
| 計 | | | | |
| 物 品 | 消耗品出納簿、原材料出納簿、生産物製作品出納簿、 (内訳簿) (内訳簿) (内訳簿) 郵便切手等出納簿及び占有動産出納簿 (内訳簿) (内訳簿) 記載のとおり。 | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

福島県企業局

第百三十一号様式中「㉔」を削る。
 第百三十二号様式及び第百三十三号様式中「㉔」を削る。
 第百五十二号様式及び第百五十四号様式中「㉔」を削る。
附 則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、令和二年度までの予算に係る収入、支出及び決算に関する事務については、なお従前の例による。
 (財 政 課)

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 令和3年3月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「企業局経営・販売課長」を「企業局企業総務課長」に、
 推進担当課長 | 企業局販売局主幹
 | を「 | 局主幹 | 」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経営・販売課)

福島県教育委員会

福島県水産高等学校練習船設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県水産高等学校練習船設置規則の一部を改正する規則

福島県水産高等学校練習船設置規則（昭和二十九年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「福島県立いわき海星高等学校」を「福島県立小名浜海星高等学校」に改める。

第五条中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に改める。

第六条中「福島県立いわき海星高等学校長」を「福島県立小名浜海星高等学校長」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一学校を除く教育機関の項中「博物館（福博） 会津自然の家（会自）」を「博物館（福博）」に改め、同表県立学校の項中「喜多方高等学校（喜高） 喜多方高等学校（喜東高）」を「喜多方高等学校（喜高）」に、「小名浜高等学校（小名高） い

わき海星高等学校（い海高）」を「小名浜海星高等学校（小海高）」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県自然の家組織規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

福島県自然の家組織規則を廃止する規則

福島県自然の家組織規則（平成二十一年福島県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（教育総務課）

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十二号

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（昭和二十七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項の届出があつた博物館に係る登録事項の変更登録をしたときは、当該博物館の設置者にその旨を通知しなければならない。

第五条中「博物館の登録及び登録事項の変更があつたとき又は登録の取消、若しくはまつ消を行つた」を「一次の各号のいずれかを行つた」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十条の規定による登録をしたとき。

二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき。

三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき。

四 法第十五条第二項の規定による登録のまつ消をしたとき。

別記第二号様式中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書は、改正後の博物館法施行細則別記第二号様式による登録申請書とみなす。

（社会教育課）

福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則

福島県立図書館利用規則（昭和三十五年福島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式その二を次のように改める。

その2 (電算用)

| | |
|---------------|---|
| 利 用 票 | ↑ 15 セ ン チ メ ー ト ル ↓ |
| タイトル : | |
| 副書名 : | |
| 巻次 : | |
| 叢書名 : | |
| 著者 : | |
| 出版社 : | |
| 出版名 : | |
| 大きさ : | |
| 所蔵場所 : | |
| 帯出区分 : | |
| 請求番号 (ラベル) : | |
| 状態 : | |
| 書誌番号 : | |
| 資料コード | |
| ← 8 センチメートル → | |

第八号様式中「㉓」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立図書館利用規則の様式による利用票又は委託申込書は、それぞれ改正後の福島県立図書館利用規則の様式による利用票又は委託申込書とみなす。

(社会教育課)

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十四号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「前条」を「教育職員検定による特別免許状及び臨時免許状の授与」に改める。

第一号様式、第一号の二様式、第四号様式、第六号様式から第七号の二様式まで、第十号様式及び第十三号様式中「㉔」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づいて提出されている書類は、改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(義務教育課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十六号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

「第一節 削除
第二節 海区漁業調整委員会委員の選挙（第九十九条）を「第一節から第三節 削除」に改める。
第三章第一節から第三節を次のように改める。
第一節から第三節 削除
第九十九条から第一百十条 削除
第一百十一条から第一百十二条 削除
第一百十一条第一項中「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第二項中「第九十九条第一項、第十条及び第十三条」を「第九十九条第一項及び第十条」に改める。
第一百十二条第一項中「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）」を「令」に改める。
第三号様式中「、第109条、第110条」及び「㉔」を削り、同様式注意を次のように改める。

注意

- 1 この届は、県選挙管理委員会及び選挙事務所を設置（異動）した市町村の選挙管理委員会に提出すること。異動の場合においては、異動前の市町村の選挙管理委員会にも提出すること。
 - 2 推薦届出者が提出するときは、候補者の承諾書添えるものとする。
 - 3 推薦届出者が2人以上ある場合においてその代表者が届出するときは、2の承諾書に併せて代表者証明書を添えるものとする。
 - 4 公職の候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第四号様式中「、第109条」及び「㉔」を削り、同様式注意を次のように加える。
- 注意 推薦届出者が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第五号様式中「㉔」を削り、同様式注意を次のように改める。
- 注意
- 1 推薦届出者が多数のときで、住所、氏名を別紙としたときは、本証明書に翻付けすること。
 - 2 推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

- 1 掲載文は、委員会が交付する原簿用紙に記載し、又は記録すること。
- 2 書面による掲載文を添付するときは、写真は、無帽、上半身、白黒手札判（縦10.8cm×横8.3cm）のものを添付し、掲載文とともに各2通提出すること。
- 3 電磁的記録による掲載文を添付するときは、写真は、無帽、上半身、白黒のものを記録して添付すること。

4 公職の候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十七号選挙区第三十七号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」

注意 公職の候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十三号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。

- 注意
- 1 前任出納責任者氏名欄は、出納責任者の異動届を行う場合についてのみ記載するものとする。
 - 2 候補者届出政党又は推薦届出者が届出をするときは、出納責任者の選任に係る候補者の承諾書添えるものとする。
 - 3 推薦届出者が2人以上ある場合においてその代表者が届出をするときは、2の書面と併せて代表者証明書添えるものとする。
 - 4 出納責任者の解任又は辞任による届出であるときは、候補者若しくは候補者届出政党若しくは推薦届出者の解任又は出納責任者の辞任の通知があつたことを証する書面添えるものとする。
 - 5 公職の候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第三十四号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。
- 注意 公職の候補者本人が承諾する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が承諾する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第三十五号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。
- 注意 公職の候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては

委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者、推薦届出者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三十九号選挙区

| | | | | | |
|-----|----|---|--|----------|----|
| 請求者 | 氏名 | 印 | | 請求者(代理人) | 氏名 |
|-----|----|---|--|----------|----|

第三十九号選挙区

注意 整理簿は、選挙の種類ごとに作成するものとする。

- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が受領する場合にあつては本人の署名又は押印により、その代理人が受領する場合にあつては政党その他の政治団体の代表者本人の印鑑による押印により、又は委任状の提示若しくは提出、当該代理人の本人確認書類の提示若しくは提出及び当該代理人の署名若しくは押印により確認を受けること。

第四十号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。

- 備考
- 1 この証紙交付票（検印票）1枚で500枚以内の証紙の交付（検印）を受けられることができる。
 - 2 責任者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第三十一号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。
- 注意 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第三十七号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。
- 備考
- 1 この証紙交付票（検印票）1枚で〇〇枚以内の証紙の交付（検印）を受けられることができる。
 - 2 政党その他の政治団体の交付（検印）責任者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の交付（検印）責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
- 第三十七号選挙区「㊟」や㊟㊦「回選区主任委員の署名」。
- 注意

1 この届出書には、頒布しようとするビラを添付すること。

2 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第五十号様式中「㊸」を削り、同様式に留意として次のように加える。

注意 確認団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、確認団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第百十一条及び第百十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十七号

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会規程（昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十八号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する規程

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十年福島県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。
第二号様式中「㊸」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第三号様式中「㊸」を削り、同様式に留意として次のように加える。

備考

1 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

2 申請について同意する候補者等は、署名又は記名押印をすること。

第四号様式中「印」を削り、同様式に留意として次のように加える。

備考 後援団体の代表者又は候補者等本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者又は候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第十九号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号その一中「㊸」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第一号その二及びその三中「㊸」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人

人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第三十号の「㊸」を施す。同様式備考の次に次のように加える。

6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第三十号の「㊸」を施す。同様式備考の次に次のように加える。

4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第四号から様式第三十号までの規定中「㊸」を施す。

様式第七号の「㊸」を施す。同様式備考の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者又は契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第七号の「㊸」を施す。同様式備考の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者又は契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。